

No.28 青森県森林整備地域活動支援交付金基金

1. 設置年月日

平成 14 年 3 月 27 日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例（平成 14 年 3 月 27 日青森県条例第 2 号）

3. 基金の額（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	136,315

4. 設置目的

森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図るため、対象森林において市町村との間で締結された協定に基づき森林の施業の実施に不可欠な森林の現況の調査等の地域における活動を行う者に対する交付金の交付（以下「森林整備地域活動支援交付金交付事業」という。）を行う市町村に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てるため（条例第 1 条）。

5. 基金の推移

（単位：千円）

年度	積立額	取崩額	残高
平成 14 年度	241,870	52,118	189,751
平成 15 年度	62,001	58,337	193,414
平成 16 年度	464	62,899	130,979
平成 17 年度	15,235	62,899	83,315
平成 18 年度	154	65,494	17,975
平成 19 年度	182,384	35,356	165,003
平成 20 年度	1,086	34,990	131,098
平成 21 年度	42,610	37,393	136,315

基金設置の財源は、農林水産省からの交付金である。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする（条例第 4 条）。

なお平成 21 年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額（千円）	金融機関	利率	預入期間
大口定期	136,315	青森銀行	0.46%	平成 22 年 2 月 19 日～ 平成 23 年 2 月 21 日
合 計	136,315			

7. 基金の処分状況

基金は、森林整備地域活動支援交付金交付事業を行う市町村に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てる場合限り、これを処分することができる。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】預入金融機関の指定について

平成 20 年度までは、青森銀行及びみちのく銀行に 2 分の 1 ずつ預け入れしていたが、平成 21 年度から基金の預入機関については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している（総論で指摘済み）。

No.29 青森県森林整備加速化・林業再生基金

1. 設置年月日

平成 21 年 7 月 6 日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成 21 年 7 月 6 日青森県条例第 59 号）

3. 基金の額（平成 22 年 3 月 31 日現在）

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	1,409,026

4. 設置目的

森林整備の加速化及び森林資源を活用した林業・木材産業等の再生を図るための事業（以下「森林整備加速化・林業再生事業」という。）に要する経費並びに森林整備加速化・林業再生事業を行う市町村、森林組合等に対する補助に要する経費の財源に充てるため（条例第1条）。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成21年度	2,100,000	690,974	1,409,026

基金設置の財源は、農林水産省からの補助金である。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする（条例第4条）。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	500,000	青森銀行	0.29%	平成22年3月19日～平成22年6月21日
大口定期	500,000	青森銀行	0.29%	平成22年3月19日～平成22年6月21日
大口定期	409,026	青森銀行	0.29%	平成22年3月19日～平成22年6月21日
合 計	1,409,026			

7. 基金の処分状況

基金は、森林整備加速化・林業再生事業に要する経費及び森林整備加速化・林業再生事業を行う市町村、森林組合等に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限る、これを処分することができる（条例第5条）。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】預入金銀機関の指定について

基金の預入金銀機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、会計管理者に一任している（総論で指摘済み）。

No.30 青森県中山間地域ふるさと活性化基金

1. 設置年月日

平成5年12月28日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例（平成5年10月22日青森県条例第35号）

3. 基金の額（平成22年3月31日現在）

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	5,603
有価証券	749,298
合 計	754,902

4. 設置目的

中山間地域の住民がその地域に存する土地改良施設等の機能の保全を図りつつ、その有する多様な機能を活用して地域の活性化を図るために共同して行う親水空間の形成、環境の美化等の活動（以下「ふるさと活性化共同活動」という。）を支援するための事業に要する経費の財源に充てるため（条例第1条）。

5. 基金の推移

年度	積立額	取崩額	残高
平成11年度	30,000	—	722,000
平成12年度	30,000	—	752,000
平成13年度	—	—	752,000
平成14年度	—	—	752,000
平成15年度	—	—	752,000
平成16年度	2,334	—	754,334
平成17年度	—	—	754,334
平成18年度	—	—	754,334
平成19年度	—	—	754,334
平成20年度	—	—	754,334
平成21年度	568	—	754,902

基金設置の財源として、農林水産省から三分の一の補助を受けている。

なお、平成11年度から平成21年度における基金運用益と事業費の推移は以下のとおりである。

年度	運用益	事業費	差引
平成11年度	2,379	2,379	0
平成12年度	2,479	2,479	0
平成13年度	2,250	2,250	0
平成14年度	11,282	11,282	0
平成15年度	11,282	11,282	0
平成16年度	11,282	8,948	2,334
平成17年度	11,283	11,283	0
平成18年度	11,282	11,282	0
平成19年度	11,299	11,299	0
平成20年度	11,299	11,299	0
平成21年度	11,291	10,723	568

平成14年度から運用益が大幅に増加しているのは、ほとんどの基金の運用を大口定期預金から公募地方債に変更したためである。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、次に掲げる事業に要する経費に充てるものとする(条例第4条第1項)。

- 一 ふるさと活性化共同活動を推進するための調査及び研究に関する事業
- 二 ふるさと活性化共同活動を推進するための人材の育成に関する事業
- 三 ふるさと活性化共同活動の支援に関する事業について審議するための委員会の運営に関する事業
- 四 その他ふるさと活性化共同活動の支援に関する事業

基金の運用から生ずる収益の額が事業に要する経費の総額を超えるときは、その超える金額を一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第4条第2項)。

なお平成21年度末現在の現金及び有価証券の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
スーパー定期	5,603	青森銀行	0.07%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
合 計	5,603			

(2) 有価証券

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
大阪市平成13年度第9回公募債	251,095	野村証券	1.5%	平成14年3月29日～平成24年3月19日
大阪市平成13年度第9回公募債	249,100	日興ソロモンスミスパーニー証券	1.5%	平成14年3月29日～平成24年3月19日
大阪市平成13年度第9回公募債	249,102	大和証券エヌエムピーシー	1.5%	平成14年3月29日～平成24年3月19日
合 計	749,298			

公募地方債の購入相手方選定については青森市内に所在する3社の証券会社を対象としている。

【参考情報】有価証券の預入額と平成22年3月31日の時価（債権標準価格）

（単位：千円）

種 類	預入額 (A)	時価 (B)	評価差額 (B) - (A)
大阪市平成13年度第9回公募公債	251,095	257,472	6,377
大阪市平成13年度第9回公募公債	249,100	255,429	6,329
大阪市平成13年度第9回公募公債	249,102	255,429	6,327
合 計	749,298	768,331	19,033

上記の表から、平成22年3月31日において評価益が19,033千円あることが分かる。

7. 基金の処分状況

処分に関する規定はない。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】預入金融機関の指定について

定期預金については、利率が変わらない場合は、県の指定金融機関である青森銀行で運用している（総論で指摘済み）。

No.31 青森県発電用施設所在市町村等振興基金

1. 設置年月日

平成10年3月11日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県発電用施設所在市町村等振興基金条例（平成10年3月11日青森県条例第1号）

3. 基金の額（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	5,841,357

4. 設置目的

発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電用施設が所在する市町村及びその周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進するための措置に要する経費の財源に充てるため（条例第1条）。

5. 基金の推移

（単位：千円）

年度	積立額	取崩額	残高
平成11年度	1,510,720	—	1,803,310
平成12年度	6,131	197,610	1,611,831
平成13年度	4,835	661,475	955,191
平成14年度	1,514,220	—	2,469,412
平成15年度	832,216	—	3,301,628
平成16年度	5,943	2,466,005	841,566
平成17年度	119,479	769,386	191,659
平成18年度	1,556,163	25,904	1,721,917
平成19年度	3,002,099	150,988	4,573,028
平成20年度	984,262	704,161	4,853,129
平成21年度	1,426,559	438,331	5,841,357

基金設置の財源は、経済産業省と文部科学省からの交付金である。

基金取崩額の内訳

(単位：千円)

事業名	半島地域中核拠点 施設整備事業	F P D関連産業推 進事業	青森県立つくしが 丘病院整備事業
平成 11 年度	—	—	—
平成 12 年度	197, 610	—	—
平成 13 年度	661, 475	—	—
平成 14 年度	—	—	—
平成 15 年度	—	—	—
平成 16 年度	2, 443, 208	22, 797	—
平成 17 年度	742, 806	26, 580	—
平成 18 年度	—	25, 904	—
平成 19 年度	—	26, 287	124, 701
平成 20 年度	—	21, 167	682, 994
平成 21 年度	—	—	438, 331

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第4条)。

なお平成 21 年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
ｽｰﾊﾞ-定期	2, 378	青森銀行	0. 06%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 22 年 11 月 30 日
大口定期	2, 533, 050	青森銀行	0. 37%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 22 年 11 月 30 日
大口定期	385, 249	青森銀行	0. 42%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
ｽｰﾊﾞ-定期	2, 378	みちのく銀行	0. 06%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 22 年 11 月 30 日
大口定期	2, 533, 050	みちのく銀行	0. 37%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 22 年 11 月 30 日
大口定期	385, 249	みちのく銀行	0. 42%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
合 計	5, 841, 357			

7. 基金の処分状況

基金は、電源立地地域対策交付金交付規則(平成 16 年 2 月 6 日文科科学省/経済産業省/告示第 2 号) 第 3 条又は原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則(平成 12 年 3 月 30 日通商産業省告示第 164 号) 第 3 条第 1 項の適用を受ける次に掲げる措置に要する経費の財源に充てる場合限り、これを処分することができる。(条例第 5 条)

- 一 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置
- 二 企業導入・産業活性化措置(事業地域に立地する企業に対する設備(土地及び建物を含む。)の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付けに係る事業を除く。)
- 三 福祉対策措置
- 四 地域活性化措置

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】預入金金融機関の指定について

基金の預入金金融機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している。これまでは、青森銀行及びみちのく銀行いずれか利率の高い方へ預け入れしており、同率の場合は、半額ずつ預け入れしている(総論で指摘済み)。

No.32 青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金

1. 設置年月日

平成 21 年 10 月 19 日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例(平成 21 年 10 月 19 日青森県条例第 76 号)

3. 基金の額 (平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
未収金	570,048
未払金	△30,062
合計	539,986

4. 設置目的

県が国から交付を受ける高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により、私立の高等学校の生徒の授業料の減免及び高等学校の生徒に対する奨学金の貸与のための事業に要する経費の財源に充てるため(条例第1条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成21年度	570,048	30,062	539,986

基金設置の財源は、文部科学省からの交付金である。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第4条)。

なお平成21年度末現在の現金残高はゼロである(下記指摘事項参照)。

7. 基金の処分状況

基金は、私立の高等学校の生徒の授業料の減免及び高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与のための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる(条例第5条)。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】補助金交付要綱の作成および支払業務の失念について

監査対象となった基金の財源内訳は以下のとおりである。

所轄省庁	名称	金額(千円)
文部科学省	高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金(第1回)	193,623
文部科学省	高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金(第2回)	376,425
合計		570,048

このうち第1回の交付金193,623千円は平成21年11月24日に交付決定を受けていたが、翌年度の平成22年4月28日に実際の受入を行っている。交付決定から実際の受入までの期間が長いことについて質問したところ下記の回答を得た。

『担当者が「青森奨学会」に対する「補助金交付要綱」の作成を失念していたため、本来平成21年11月中に入金になるべき第1回交付金193,623千円が平成22年4月28日に入金になったため。』

業務の失念については平成22年4月20日の庁内打合せにおいて判明したようであるが、これは明らかに任務懈怠により資金運用の機会損失が生じたものである。

仮に平成21年12月1日に預入れ、満期日が平成22年3月31日であった場合の運用利息は下表のとおりである。なお計算は平成21年12月1日における大口定期の利率を適用したものと計算している。

区分	金額	期間	平成21年度の運用利息
実際の対応	193,623千円	—	0円
入金直後に預け入れた場合	193,623千円	平成21年12月1日～平成22年3月31日	241,896円
	差 引		△241,896円

上記の表から、少なくとも平成21年度に失われた利息は241千円であることが分かる。臨時特例交付金については初めての事業であり担当者がよく理解していなかったということであるが、今後再発防止策を徹底し二度とこのような失態のないようにして欲しいものである。

No.33 青森県三内丸山遺跡保存・活用基金

1. 設置年月日

平成7年7月1日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県 三内丸山遺跡保存・活用基金条例 (平成 7 年 7 月 1 日青森県条例第 18 号)

3. 基金の額 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	2, 719, 200

4. 設置目的

三内丸山遺跡の保存及び活用を図るための事業に要する経費の財源に充てるため (条例第 1 条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成 11 年度	—	—	3, 000, 000
平成 12 年度	—	—	3, 000, 000
平成 13 年度	—	—	3, 000, 000
平成 14 年度	—	—	3, 000, 000
平成 15 年度	—	—	3, 000, 000
平成 16 年度	—	—	3, 000, 000
平成 17 年度	—	—	3, 000, 000
平成 18 年度	—	—	3, 000, 000
平成 19 年度	—	—	3, 000, 000
平成 20 年度	—	—	3, 000, 000
平成 21 年度	19, 200	300, 000	2, 719, 200

平成 21 年度の基金取崩額 300, 000 千円は、三内丸山遺跡展示・収蔵施設改修工事、遺跡の保存・活用に係る経費、遺跡の世界遺産登録に向けた取組に係る経費に充当している。

【参考情報】基金運用益と事業費の推移

(単位：千円)

年度	運用益	事業費	差引	運用利率
平成 11 年度	12, 000	14, 661	△2, 661	0. 40%
平成 12 年度	7, 500	15, 313	△7, 813	0. 25%
平成 13 年度	6, 900	14, 893	△7, 993	0. 23%
平成 14 年度	9, 000	16, 961	△7, 961	0. 30%
平成 15 年度	6, 000	8, 533	△2, 533	0. 20%
平成 16 年度	5, 400	6, 300	△900	0. 18%
平成 17 年度	5, 400	8, 186	△2, 786	0. 18%
平成 18 年度	6, 282	27, 404	△21, 122	0. 21%
平成 19 年度	19, 606	47, 854	△28, 248	0. 65%
平成 20 年度	23, 700	25, 648	△1, 948	0. 79%
平成 21 年度	19, 200	—	—	0. 64%

上記各年度の不足分は、一般会計より支出している。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳出予算に計上して基金に編入するものとする (条例第 4 条)。

上記規定は平成 21 年度からの適用である。平成 20 年度までは果実運用型の基金であった。

なお平成 21 年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	1, 359, 600	青森銀行	0. 42%	平成 22 年 3 月 31 日～平成 23 年 3 月 31 日
大口定期	1, 359, 600	みちのく銀行	0. 42%	平成 22 年 3 月 31 日～平成 23 年 3 月 31 日
合 計	2, 719, 200			

7. 基金の処分状況

基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる (条例第 5 条)。

- 一 遺跡に係る遺構及び遺物の保存に関する事業
- 二 遺跡に係る知識の普及及び広報に関する事業
- 三 遺跡に係る学術研究に関する事業
- 四 その他遺跡の保存及び活用に関する事業

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】基金の運用について

これまででは、青森銀行とみちのく銀行へ半額ずつ預け入れして1年の大口定期預金で運用していたが、基金の性格が平成20年までは基本的に基金を取崩すものではなく、運用益で事業を行うことを考えると、条例第3条第2項を適用し、より長期で金利の有利な有価証券で運用することが妥当な方法であったと思われる。

No.34 青森県土地開発基金

1. 設置年月日

昭和44年3月29日

2. 基金の額（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	12,550,738
土 地	22,262
合 計	12,573,000

3. 基金条例及び関連法規等

青森県土地開発基金条例（昭和44年3月29日青森県条例第7号）

4. 設置目的

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため（条例第1条）。

5. 基金の推移

（単位：千円）

年度	基金残高	土地増加	土地減少	土地残	繰替運用	現金運用額
平成12	12,573,000	103,033	103,033	581,899	3,000,000	8,991,101
平成13	12,573,000	—	581,899	0	3,000,000	9,573,000
平成14	12,573,000	—	—	0	11,799,384	773,616
平成15	12,573,000	—	—	0	9,399,384	3,173,616
平成16	12,573,000	—	—	0	7,896,909	4,676,091
平成17	12,573,000	592,355	—	592,355	7,308,581	4,672,064
平成18	12,573,000	—	592,355	0	6,723,526	5,849,474
平成19	12,573,000	22,262	—	22,262	6,235,581	6,315,157
平成20	12,573,000	—	—	22,262	5,973,149	6,577,589
平成21	12,573,000	—	—	22,262	3,000,000	9,550,738

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益に関する定めはなく、一般会計歳入歳出予算に組み入れられる。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額（千円）	金融機関	利率	預入期間
譲渡性預金	9,540,000	青森銀行	—	平成22年3月31日～ 平成22年5月31日
大口定期	10,738	青森銀行	0.19%	平成22年3月31日～ 平成22年5月31日
繰替運用	3,000,000	—	—	平成22年3月31日～ 平成23年3月31日
合 計	12,550,738			

7. 基金の処分状況

条例には処分に関する規定と運用収益に関する規定がない。地方自治法第241条第4項によれば運用収益及び管理に要する経費は歳入歳出予算に計上しなければならないとされており、運用収益は一般会計に組み込まれることとなる。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】基金の適正規模の検討について

ここ10年の基金の利用状況を考えると、基金の規模につき継続的に適正性の検証が必要である。

【意見②】基金残高の運用に関する資金特性の検討について

土地の取得、引継ぎは条例及び青森県土地開発基金管理規則（昭和45年9月5日青森県規則第71号）に基づき適正に執行されている。

しかし、条例には処分の規定がないことからその規模の合理性が検討されることが必要であるが、検討されたことがない。

当該基金からの拠出は、ここ10年間に於いて取得金額は717,650千円（3件）、処分金額は1,277,287千円（4件）となっている。

これに対し基金残高は12,573,000千円となっている。

残高に対する10年間の利用割合はおよそ10%であり、10,000,000千円はいわば利用されずに残高となっており、資金特性を考えれば預入期間を含め「金融機関への預金その他」（条例第3条）の検討をすべきであるのに、上記のように運用していることは、条例に定める保管義務を十分に果たしているとはいえない。

No.35 青森県市町村振興基金

1. 設置年月日

昭和39年4月1日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県市町村振興基金条例(昭和39年4月1日青森県条例第3号)

3. 基金の額（平成22年3月31日現在）

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	2,892,573
貸付金	3,262,085
合計	6,154,658

4. 設置目的

市町村及び市町村の組合に対して地域振興のための事業に必要な資金の貸付けを行うため（条例第1条）。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成12年度	—	—	10,254,658
平成13年度	—	—	10,254,658
平成14年度	—	—	10,254,658
平成15年度	—	—	10,254,658
平成16年度	—	—	10,254,658
平成17年度	—	—	10,254,658
平成18年度	—	—	10,254,658
平成19年度	—	1,300,000	8,954,658
平成20年度	—	1,300,000	7,654,658
平成21年度	—	1,500,000	6,154,658

6. 基金の管理等運用状況

平成21年度末現在、基金は預金と貸付金で構成されておりその内訳は以下のとおりである。

(1) 預金

種 類	預入額（千円）	金融機関	利率	預入期間
大口定期	2,892,573	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日

(2) 貸付金

市町村等	貸付額 (千円)
弘前市以下 52 市町村等	3, 262, 085

7. 基金の処分状況

平成 19 年度、平成 20 年度、及び平成 21 年度において、市町村合併支援特別交付金の財源とするため取崩しをしている。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】預入金融機関の指定について

基金の預入金融機関は青森銀行を指定の上、預入期間と積立金額を提示しているが、有利性の検討がなされていない（総論で指摘済み）。

【指摘②】貸付を受ける市町村等の要件について

資金の貸付けを受ける市町村等は、次に掲げる要件を備えていなければならない（条例第 4 条）。

- 一. 貸し付けた資金の償還について十分な能力があり、かつ次年度以降の財政運営に支障がないこと。
- 二. 前年度一般会計の決算で多額の歳入欠陥を生じていないこと。
- 三. 前年度の市町村税の徴収率が良好であること。

また、貸付条件の具体的基準は、青森県市町村振興基金運用方針（平成 15 年 3 月 20 日最終改正）において定めており、同運用方針第 2 における第 3 項の規定によると、前年度の決算（見込み）における市町村民税の現年度課税分の徴収率が 98%未満の市町村及び地方債許可制限比率の過去 3 年間の平均が 20%以上の市町村については、原則として資金の貸付けは行わないものとしている。

しかしながら、平成 21 年度において徴収率が 98%を下回った以下の 9 市町村に貸付けを行っている。

市町村	徴収率	市町村	徴収率	市町村	徴収率
黒石市	96.6%	大鰐町	93.4%	東北町	96.7%
むつ市	97.3%	中泊町	95.3%	風間浦村	94.0%
今別町	96.5%	野辺地町	94.7%	佐井村	97.6%

運用指針によれば、要件を満たさなければ「原則として」貸付けを行わない旨を規定し

ているので、例外として資金の貸付けを行うこともあり得ると想定はできる。
しかしながら、要件に「市町村民税の現年度課税分の徴収率が 98%未満」及び「地方債許可制限比率の過去 3 年間の平均が 20%以上の市町村」というように係数をを用いている以上、例外の安易な適用は担当者の裁量による運用指針の形骸化に繋がりがかねない。場当たりの対応をせずに、慎重な検討を行い運用指針の改正を含めた対応を望む。

【意見】市町村合併支援特別交付金の財源とするための取崩処分について

青森県市町村振興基金の設置目的は、地域振興のための事業に必要な資金の貸付けとしており、取崩し及び処分は規定されていない。

しかしながら、5. 基金の推移に記載のとおり平成 19 年度、平成 20 年度、及び平成 21 年度に市町村合併支援特別交付金の財源とするために基金を取り崩している。

この条例の改正なき基金の取崩に関しては、平成 18 年 3 月 20 日開催の総務企画委員会でも質問事項となっていた¹。

確かに歳出予算という点で議会の審議を経ているものの、監査人の立場から見ても基金で市町村振興という目的の解釈で安易に取崩しが行われることは避けるべきであり、基金の設置趣旨である条例第 1 条に沿った管理、運用を行うべきと考える。また、あくまで取崩処分を必要とするのであれば、条例の改正を行った上ですることが望ましいものと思われる。

No.36 青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金

1. 設置年月日

平成 6 年 4 月 1 日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例（平成 6 年 3 月 28 日青森県条例第 7 号）

電源立地地域対策交付金交付規則（平成 16 年 2 月 6 日文部科学省/経済産業省/告示第 2 号）

¹平成 18 年 3 月 20 日に開催された総務企画委員会において、議決委員より条例改正の要否について質問されている。議事録の本文は、<http://www.pref.aomori.lg.jp/keigaku/>に掲載されている。

3. 基金の額 (平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	610,092

4. 設置目的

電源立地地域対策交付金交付規則第2条第8号に規定する発電用施設等所在等市町村の住民が通常通勤することができる地域(以下「事業地域」という。)-の企業の導入の促進を図るための資金の貸付けを円滑かつ効果的に行うため(条例第1条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年 度	積立額	取崩額	残 高
平成11年度	463	0	466,155
平成12年度	132,919	0	599,074
平成13年度	534	0	599,609
平成14年度	360	0	599,970
平成15年度	422	0	600,393
平成16年度	451	0	600,844
平成17年度	576	0	601,421
平成18年度	1,023	0	602,444
平成19年度	2,747	0	605,192
平成20年度	2,771	0	607,964
平成21年度	2,128	0	610,092

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第5条)。

なお、平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利 率	預入期間
別段定期	230,092	青森銀行	—	
大口定期	190,000	青森銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日
大口定期	190,000	みちのく銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日
合 計	610,092			

7. 基金の処分状況

知事は、事業地域に立地する企業で電源立地地域対策交付金交付規則第2条第8号に規定する発電用施設等所在等市町村の住民を雇用するものに対して当該立地に必要な設備(土地及び建物を含む。)を取得するための資金(以下「企業立地資金」という。)の貸付けを行う金融機関に対し、基金に属する現金を預託するものとする(条例第3条)と規定されており、基金の処分は、予定されていない。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】預入金融機関の指定について

預入機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している(総論で指摘済み)。

【指摘②】基金の運用について

基金の現金の過去5年間の運用状況は下記の表のとおりである。

(単位：千円)

年 度	預託金	別段預金	大口定期	基金残高
平成17年度	73,168	168,253	360,000	601,421
平成18年度	47,688	174,776	380,000	602,444
平成19年度	61,464	143,728	400,000	605,192
平成20年度	83,667	164,297	360,000	607,964
平成21年度	66,816	163,276	380,000	610,092

預託金が基金の目的のために使用されている金額である。別段預金は、年度途中に預託金として使用されることのために預けていることであるが、1億円を超える額を運用

せずにいる。また大口預金についても年の途中で解約することがなかったにもかかわらず基金造成当初から平成19年9月まで預入期間3カ月、平成19年10月以降預入期間6カ月の短期間の預入期間で運用されている。別段預金での運用、大口定期預金の短期の預入による運用は、基金条例の最も有利な方法により保管しなければならぬということに当てはまらない。有利な方法による運用に改善が必要である。

【意見】 基金の有効な活用について

当該基金は、企業立地資金として貸付けを行う金融機関に対して、基金の現金を預託し、事業地域へ進出する企業への資金の貸し付けが低利により行われることにより企業誘致が円滑に行われることを期待しそれを設置目的として平成6年に造成された。基金の預託金額は、平成11年度の290,198千円を最高に減少し近年は1億円を下回る預託金額となっている。利用促進のため幾時か資金貸付要綱を改正してきているが昨今の経済情勢もあり基金の大半が現金で保有され有効な活用がされているとは言い難い。

これらのことから、条例の改正が必要とはなるが基金の活用を基金の預託による融資制度だけでなく、基金から生ずる運用益金の活用や基金の処分による活用等基金の造成の基礎である交付金の交付目的の範囲内での有効な活用を検討すべきと考える。

平成 22 年度

青森県包括外部監査結果報告書

第 2 テーラ

「平成 1 1 年度から平成 1 5 年度までの包括外部監査の指摘事項に対する県の措置状況及び現状について」

目 次

第 1 章 監査の概要

第 1	外部監査の種類	1
第 2	選定した事件(テーマ)	1
第 3	事件(テーマ)を選定した理由	1
第 4	外部監査の方法	1
1	外部監査の要点	1
2	実施した主な監査手続	1
第 5	包括外部監査人及び補助者	2
第 6	外部監査の実施時期及び監査対象	2
1	外部監査の契約期間	2
2	外部監査の実施期間	2
3	監査対象	2
第 7	利害関係	3
第 2 章 監査の結果と意見		
第 1	監査の結果(総論)	4
第 2	監査の結果(各論)	5
I 平成 11 年度		
1	債権の管理事務(農業改良資金貸付金)	5
2	債権の管理事務(林業改善資金貸付金)	6
3	債権の管理事務(過年度医業未収金)	7
4	債権の管理事務(各資金共通)	8
5	契約その他の予算執行事務(県立中央病院・備品購入費)	9
6	地方公営企業法の財務規定等の適用状況(県立中央病院)	10
2. は現在、「林業・木材産業改善資金貸付金」となっている。		
II 平成 12 年度		
1	農業集落排水促進事業費補助金(上北農村整備事務所 (現・上北地域民局地域農林水産部))について	12
2	財団法人青森県青英奨学会奨学金補助金について	12
3	共同防除組織等果樹産地体制強化緊急対策事業費補助金 (中南部地方農林事務所(現・中南部地域民局地域農林水産部))について	13
4	青森県道路公社の出納保管、財産管理及び予算執行事務について	15
5	青森県信用保証協会の出納保管、財産管理及び予算執行事務に ついて	16
		17

III 平成 13 年度

1	物品管理について(青森県環境保健センター)	19
2	物品管理について(青森県環境保健センター)	19
3	物品管理について(十和田土木事務所)	20
4	物品管理について(十和田土木事務所)	21
5	物品管理について(十和田土木事務所)	22
6	物品管理について(十和田土木事務所)	23
7	物品管理について(五所川原土木事務所)	23
8	物品管理について(五所川原土木事務所)	24
青森県環境保健センターの 2. の事務は現在青森県原子力センターで所 管している。また、十和田土木事務所及び五所川原土木事務所は現在 それぞれ、上北地域民局地域整備部及び西北地域民局地域整備部 となっている。		

IV 平成 14 年度

1	青森県立図書館における図書の収蔵能力について	26
2	青森県近代文学館における特殊資料の現物チェックについて	26
3	青森県立図書館の備品の管理について	27
4	三内丸山遺跡委託費の指名競争入札について	28
5	三内丸山遺跡の物品の管理状況について	29
		31

V 平成 15 年度

1	棚卸資産の評価方法と払出方法について(県立中央病院)	33
2	棚卸差額分析の重要性について(県立中央病院)	33
3	現品管理の不備について(県立中央病院)	34
4	薬事委員会(薬品・診療材料の購入手続)について (県立つくしが丘病院)	36
5	伝票の様式(薬品・診療材料の購入手続)について (県立中央病院・県立つくしが丘病院)	38
6	請求書の日付(薬品・診療材料の購入手続)について (県立中央病院・県立つくしが丘病院)	39
7	現品の管理(固定資産)について(県立つくしが丘病院)	40
8	固定資産台帳について(県立つくしが丘病院)	41
9	非常勤職員の貸金台帳について(県立つくしが丘病院)	44
10	用地勘定(棚卸資産)について(社団法人青い森農林振興公社)	45
11	未収金について(社団法人青い森農林振興公社)	46

第 1 章 監 査 の 概 要

第 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づき包括外部監査

第 2 選定した事件（テーマ）

平成 11 年度から平成 15 年度までの包括外部監査の指摘事項に対する県の措置状況及び現状について第 6 に記載する部署に関連する項目

第 3 事件（テーマ）を選定した理由

包括外部監査制度が導入されてから 10 年余を過ぎ、様々な事件につき外部監査が実施されてきた。包括外部監査が実施する範囲は、単年度においては限定的にならざるを得ず網羅性は望めないが、多年にわたり実施することにより広範囲に実施でき、行政の一層の効率化と適法・適正性の確保、ひいては県民の利益に貢献するものといえる。

この機会に、過去の指摘事項に行政がどのように対処・対応し、現在の事務にどのように活かされているか検証することは、この制度の有用性の検証にもなるものと考え、平成 11 年度から平成 15 年度までの指摘事項の検証を事件として選定した。

第 4 外部監査の方法

1. 外部監査の要点

- (1) 指摘事項への措置は適法かつ適切か。
- (2) 措置を講じた結果、現在は指摘を要さない状態か。
- (3) 指摘事項が継続的な事務に関する場合、県の対応が現在に活かされているか。
- (4) 指摘事項の全庁的な情報共有は実態として計られているか。

2. 実施した監査手続

- (1) 関係書類の閲覧
- (2) 関係者からのヒアリング

第 5 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	北 山 輝 夫	(税 理 士)
監査補助者	嶋 潮	(税 理 士)
監査補助者	小 田 秀 彦	(税 理 士)
監査補助者	名久井 信 平	(税 理 士)
監査補助者	小 林 幹 夫	(公認会計士)

第 6 外部監査の実施時期及び監査対象

1. 外部監査の契約期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

2. 外部監査の実施期間

平成 22 年 10 月 4 日から平成 23 年 2 月 3 日まで

3. 監査対象

平成 11 年度から平成 15 年度までの包括外部監査における指摘事項のうち、現在は県の管轄外の項目を除き、かつ監査人が重要と判断した指摘事項について、下記の部署を対象にその措置内容及び現状を把握した。

(1) 平成 11 年度

- ① 団体経営改善課
- ② 病院局

(2) 平成 12 年度

- ① 農村整備課（上北地域県民局地域農林水産部）
- ② 教職員課
- ③ りんご果樹課（中北地域県民局地域農林水産部）
- ④ 道路課（青森県道路公社）
- ⑤ 商工政策課（青森県信用保証協会）

(3) 平成 13 年度

- ① 環境政策課（青森県環境保健センター）
- ② 原子力安全対策課（青森県原子力センター）

③監理課 (三八)地域県民局地域整備部、上北地域県民局地域整備部)

(4) 平成 14 年度

- ①生涯学習課 (青森県立図書館)
- ②文化財保護課

(5) 平成 15 年度

- ①構造政策課 (青い森農林振興公社)
- ②病院局

第 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 計算については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第 2 章 監査の結果と意見

第 1 監査の結果 (総論)

平成 11 年度から平成 15 年度までの指摘事項を対象として、その結果及び意見は第 2 のとおりである。

指摘事項に対応する措置等は以下に分類される。

- (1) 既に措置済みのもの
- (2) 単独事項に対するもので措置されたものと措置されていないもの
- (3) 事務手続に対するもので類似の事務手続によって措置されたものと措置されていないもの

全体として県の措置は、過去の指摘事項に対して真摯に取り組んでいるように感じられる。

しかしながら、包括外部監査によって指摘された事項が、担当部署共通の課題でありながら、全庁的に取り組む姿勢が見られなかった。また指摘された事項に対する措置が指摘の内容と齟齬を生じていると思われるものがあった。

また指摘を受けたにもかかわらず、むしろ状況が悪化していると思われるものもあった。指摘事項の解釈、理解を全庁的に共有することを望みたい。